

コロナ特例による納付猶予に関する対応一覧表（2020年5月15日現在）

以前掲載しました国税だけではなく、他にも特例猶予が可能なものが県民税、市・町民税、厚生年金保険料等、労働保険料等がございますので一覧を作成しました。申請書やパンフレットを見ていただければわかりますが、使いまわしができる部分があったり、どこか申請が認められればそれを添付すると資料が省略出来たりすることもありますので、申請書は必ずコピーを取っておくことをお勧めします。

またこちらの一覧以外にも、下記総務省ホームページを拝見すると、車体課税等が地方団体の税務担当者向けではありますが記載されています。

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html